

2020年4月1日改定

カードローン保証委託規定(住信 SBI ネット銀カード株式会社)

新	旧
<p>私は、住信 SBI ネット銀行株式会社(以下「銀行」という。)との、カードローン規定(以下「原契約」という。)に基づき私が銀行に対し負担する債務について、住信 SBI ネット銀カード株式会社(以下「保証会社」という) に保証を委託するにあたり、この規定(以下「本規定」という。)における下記条項に従うことに同意するものとします。</p>	<p>私は、次の各条項を承認のうえ、住信 SBI ネット銀行株式会社(以下「銀行」という。)との、カードローン規定(以下、「原契約」という。)に基づき私が銀行に対し負担する債務について、住信 SBI ネット銀カード株式会社(以下、「保証会社」という) に保証を委託します。</p>
<p>第5条(代位弁済)</p> <p>1. 保証会社が銀行から保証債務の履行を求められた場合、私が銀行からの請求に対抗できる事由があることをあらかじめ保証会社に対して通知していた場合を除き、私は、保証会社が私に対して通知、催告なく保証債務を履行しても異議ありません。</p> <p>2. 保証会社が銀行に代位弁済した場合、私は、銀行が私に対して有していた原契約に基づく一切の権利が保証会社に承継されることに異議ありません。</p> <p>3. 前項により保証会社が承継した権利を行使する場合、原契約および本契約の各条項が適用されるものとします。</p>	<p>第5条(代位弁済)</p> <p>1. 保証会社が銀行から保証債務の履行を求められた場合、私は、保証会社が私に対して通知、催告なく保証債務を履行しても異議ありません。</p> <p>2. 保証会社が銀行に代位弁済した場合、私は、銀行が私に対して有していた一切の権利が保証会社に承継されることに異議ありません。</p> <p>3. 前項により保証会社が承継した権利を行使する場合、原契約および本契約の各条項が適用されるものとします。</p>
<p>第6条(求償権)</p> <p>前条により保証会社が銀行に代位弁済した場合、私は、次の各号に定める求償債務および関連費用等について弁済の責めを負い、その合計額をただちに保証会社に支払います。</p> <p>(1) 前条により保証会社が代位弁済した全額。</p> <p>(2) 保証会社が代位弁済のために要した費用の総額。</p> <p>(3) 上記(1)(2)の金額に対する保証会社が代位弁済した日の翌日から私が求償債務の履行完了する日まで年 <u>14.6%</u>の割合(年 365 日の日割計算。ただし、うるう年の場合は年 366 日の日割計算)による遅延損害金。</p> <p>(4) 保証会社が私に対し、上記(1)(2)(3)の金額を請求するために要した費用の総額。</p>	<p>第6条(求償権)</p> <p>前条により保証会社が銀行に代位弁済した場合、私は、次の各号に定める求償債務および関連費用等について弁済の責めを負い、その合計額をただちに保証会社に支払います。</p> <p>(1) 前条により保証会社が代位弁済した全額。</p> <p>(2) 保証会社が代位弁済のために要した費用の総額。</p> <p>(3) 上記(1)(2)の金額に対する保証会社が代位弁済した日の翌日から私が求償債務の履行完了する日まで年 <u>365</u>日の日割計算による遅延損害金。ただし、遅延損害金の割合は、年 <u>14.6%</u>とします。</p> <p>(4) 保証会社が私に対し、上記(1)(2)(3)の金額を請求するために要した費用の総額。</p>
<p>第7条(求償権の事前行使)</p> <p>1. 私が次の各号のいずれかに該当した場合、私は、第 5 条による代位弁済前であっても、残債務の全部または一部について求償権を行使されても異議ありません。</p> <p>(1) 銀行または保証会社に対する債務の一つでも履行を怠ったとき。</p> <p>(2) 保全処分、強制執行、競売の申立、破産手続開始の申立、特定調停の申立または民事再生手続開始の申立があったとき。</p>	<p>第7条(求償権の事前行使)</p> <p>1. 私が次の各号のいずれかに該当した場合、私は、第 5 条による代位弁済前であっても、残債務の全部または一部について求償権を行使されても異議ありません。</p> <p>(1) 銀行または保証会社に対する債務の一つでも履行を怠ったとき。</p> <p>(2) 保全処分、強制執行、競売の申立、破産手続開始の申立、特定調停の申立または民事再生手続開始の申立があったとき。</p>

<p>(3) 租税公課の滞納処分、または手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</p> <p>(4) 原契約または本契約の条項に違反したとき。</p> <p><u>(5) 保証会社が過失なく銀行に弁済すべき旨の裁判の言渡しを受けたとき。</u></p> <p>(6) その他債権保全のため保証会社が必要と認めたとき。</p> <p>2. 保証会社が前項により求償権を行使する場合、私は、原債務に担保があるか否かを問わず求償に応じるものとし、原債務の免責請求や求償債務を免れるための供託もしくは担保提供はいたしません。<u>ただし、私が残債務等に照らして十分な供託をし、または保証会社に対する十分な担保の提供をした場合には、私は、保証会社からの事前の求償権の行使に応じないことができますものとします。</u></p>	<p>(3) 租税公課の滞納処分、または手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</p> <p>(4) 原契約または本契約の条項に違反したとき。 (追加)</p> <p>(5) その他債権保全のため保証会社が必要と認めたとき。</p> <p>2. 保証会社が前項により求償権を行使する場合、私は、原債務に担保があるか否かを問わず求償に応じるものとし、原債務の免責請求や求償債務の<u>賠償義務</u>を免れるための供託もしくは担保提供はいたしません。</p>
<p>第10条(成年後見人等の届出)</p> <p>1. 私またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合、ただちに成年後見人等の氏名・その他必要な事項を書面によって保証会社に届出いたします。<u>成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出いたします。</u></p> <p>2. 私またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合、ただちに任意後見人の氏名、その他必要な事項を書面によって保証会社に届出いたします。</p> <p>3. 私またはその代理人は、すでに補助・保佐・後見開始の裁判を受けている場合、または任意後見人の選任がされている場合にも、<u>前二項と同様に届出いたします。</u></p> <p>4. 私またはその代理人は、<u>前三項</u>の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出いたします。</p> <p>5. <u>前四項</u>の届出の前に生じた損害については、保証会社に一切負担をかけません。</p>	<p>第10条(成年後見人等の届出)</p> <p>1. 私またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合、ただちに成年後見人等の氏名・その他必要な事項を書面によって保証会社に届出いたします。</p> <p>2. 私またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合、ただちに任意後見人の氏名、その他必要な事項を書面によって保証会社に届出いたします。</p> <p>3. 私またはその代理人は、すでに補助・保佐・後見開始の裁判を受けている場合、または任意後見人の選任がされている場合にも、<u>前項1, 2と同様に届出いたします。</u></p> <p>4. 私またはその代理人は、<u>前項1から3</u>の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出いたします。</p> <p>5. <u>前項1から4</u>の届出の前に生じた損害については、保証会社に一切負担をかけません。</p>
<p>第13条(規定の変更)</p> <p><u>保証会社は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本規定を変更する旨、変更後の内容および効力発生日を、保証会社の WEB サイトにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知した上で、本規定を変更することができます。</u></p> <p><u>(1) 変更の内容がお客さまの一般の利益に適合するとき。</u></p> <p><u>(2) 変更の内容が、本契約の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。</u></p>	<p>第13条(規定の変更)</p> <p><u>金融情勢の変化、その他相当の事由があるときは、保証会社は、変更内容を公表すること等により規定の内容を変更することができるものとします。なお、この規定の内容は保証会社と銀行との保証に関する契約書が改定されたときは別段の定めがある場合を除きこれによって当然変更されるものとします。</u></p>
<p>第14条 (債権回収会社への回収委託および債権譲渡)</p>	<p>第14条 (債権回収会社への回収委託および債権譲渡)</p>

<p>1 私は、保証会社に対し負担する私の一切の債務に関して、保証会社が必要と認めるときは、保証会社の指定する、「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づき法務大臣より営業許可を受けた債権管理回収会社(以下「債権回収会社」といいます)に債権の回収を委託し、債権回収会社が保証会社に代わり私へ請求し、取り立てを行うことに同意するものとします。</p> <p>2.私は、保証会社が私に対して有する一切の債権に関して、保証会社が必要と認めるときは、債権回収会社に対し譲渡することに同意するものとします。</p>	<p>1 私は、保証会社に対し負担する私の一切の債務に関して、保証会社が必要と認めるときは、保証会社の指定する、「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づき法務大臣より営業許可を受けた債権管理回収会社(以下「債権回収会社」といいます)に債権の回収を委託し、債権回収会社が保証会社に代わり私へ請求し、取り立てを行うことに同意するものとします。</p> <p>2.私は、保証会社に対し負担する一切の債務に関して、保証会社が必要と認めるときは、債権回収会社に対し譲渡することに同意するものとします。</p>
<p>第16条(管轄裁判所の合意)</p> <p>私は、本契約に関しての訴訟、調停および和解については、保証会社の本支店(営業所も含む)所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。</p>	<p>第16条(管轄裁判所の合意)</p> <p>私は、本契約に関しての訴訟、調停および和解については、保証会社本支店(営業所も含む)所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。</p>